

川崎市発達障害者支援センター運営事業実施要綱

平成 19 年 12 月 25 日付
19 川健障福第 1290 号
健康福祉局長専決
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、発達障害児者に対する支援を総合的に行うために、発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携を強化することにより、発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図る発達障害者支援センター（以下「センター」という。）運営事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の全部又は一部を、発達障害児者の支援の実績のある法人に委託することができる。

(名称)

第 3 条 センターの名称は、「川崎市発達相談支援センター」とする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 発達障害者支援法第 2 条に基づく自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害を有する発達障害児者及びその疑いのある者またはその家族等で、原則として市内に住所を有する者
- (2) 市内で発達障害児者の支援を行う関係職員

(事業の内容)

第 5 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 発達障害児者及び家族等に対する相談支援
- (2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援及び医療相談
- (3) 発達障害児（者）に対する就労支援
- (4) 関係機関への支援とネットワークの構築
- (5) 研修事業及び普及啓発活動
- (6) 地域資源についての情報収集とその開発
- (7) その他事業の目的達成のために必要な業務

(職員)

第 6 条 センターは、管理責任者を定めるとともに、次の職員を配置する。

(1) 医師

発達障害に関する専門医。事業に支障のない範囲で他の職務を兼務できるものとする。

(2) 相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、発達障害児者の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と川崎市が認める者

(3) 発達支援を担当する職員

臨床心理士であって、発達障害児者の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と川崎市が認める者

(4) 就労支援を担当する職員

発達障害児者の就労について、相当の経験及び知識を有する者

(職員等の責務)

第7条 職員は、次の各号に留意し業務を遂行しなければならない。

(1) 対象者の人格を充分尊重し、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務上知り得た対象者の身上及び家庭の情報等については、支援業務以外に用いない他、個人情報管理については、センターの個別管理とし、慎重に取り扱うこと。

(3) 資質の向上のため、各種研修会等に積極的に参加し、発達障害、相談支援等の知識・技術等について自己研鑽に努めること。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(設備)

第8条 センターは、相談支援等に必要な相談室を設けるとともに、プライバシーの保護及び保健衛生等の確保に留意するものとする。

(関係機関との連携及び連絡協議会)

第9条 センターは、保健、医療、福祉、教育及び労働等の幅広い関係機関と十分に連携を図り、それぞれの機能を生かした総合的な支援ができるしくみ作りに努めるものとする。

2 センターは、発達障害に関する専門機関として、地域療育センター、こども家庭センター、児童相談所、総合教育センター、障害者更生相談所及び精神保健福祉センター等と連携を図るものとする。

3 センターは、連絡協議会を設置して定期的に開催し、センターの運営の検証、ニーズの把握、発達障害児者に対するサービスのあり方の検討等を行うものとする。

(苦情解決等)

第10条 センターは、その提供した相談支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、担当者及び責任者の氏名を掲示する等の必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、その提供した相談支援等に関し、市長が行う資料の提示要請及び照会等に応じるとともに、市長の指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。

3 相談支援等の実施にあたっては、本人や家族にその内容を十分に説明し、同意を得る等、その権利擁護に配慮すること。

(開所時間等)

第11条 センターは、原則として、週5日以上（12月29日から翌年の1月3日までを除く）、1日7時間30分以上（昼休みを除く）、開所する。

(利用方法等)

第12条 センターは、利用希望者及び関係機関にセンターの利用方法が周知できるよう広報に努

めること。

- 2 利用の申込みは、希望者がセンターに直接行う他、関係機関を通じて行うことができる。
- 3 センターは正当な理由なく、これを断ることはできない。
- 4 センターは、相談の内容に応じて適切な支援を行う。
- 5 継続的に支援する場合は、個別支援計画を作成する。
- 6 センターは、利用者台帳を整備するとともに、支援記録等を作成し、適切な管理の方法により保管する。

(利用料)

第13条 センターの利用料は無料とする。ただし、相談の一環として行う各種活動に必要な実費については、利用者に負担を求めることができる。

(利用登録の取り消し)

第14条 センターは、利用者が次の各号に該当する場合、速やかに本人、代理人に連絡するとともに、利用者台帳から抹消する。

- (1) 死亡又は市外へ転居した場合
- (2) 本人または代理人から辞退の申し出があった場合
- (3) その他、センターが相談支援等の必要性がないと判断した場合

(帳簿の整備)

第15条 センターは、本事業に関する独立した会計帳簿を整備しなければならない。また、市長が必要があると認め、提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(実施状況報告)

第16条 センターは、毎月本事業の実施状況を市長に報告するものとする。

(費用の支弁)

第17条 本事業の実施に要する費用については、市長がその費用を支弁する。

(委 任)

第18条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。